

藤沢市クリーニング業法施行条例の制定について
藤沢市クリーニング業法施行条例を次のように定める。

2012年（平成24年）3月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市クリーニング業法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（クリーニング所における必要な措置）

第2条 クリーニング業法第3条第3項第6号の規定による必要な措置は、次のとおりとする。ただし、洗濯をしないで洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、第3号から第5号まで、第10号、第11号及び第13号の規定は、適用しない。

- (1) クリーニング所は、住居等と壁、ガラス戸、板戸等で区画され、洗濯物の取扱数量に応じた適当な広さがあること。
- (2) クリーニング所は、採光及び換気が良い構造とし、特に必要がある場合は、換気装置を設けること。
- (3) 洗場の腰張りは、床面から1メートル以上の高さまで不浸透性材料で張られていること。
- (4) 排水の放流設備は、公共下水道その他により完全に処理できるものであること。
- (5) テトラクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタンをドライクリーニングの溶剤として使用する場合は、排液及び廃棄物を適正に処理すること。
- (6) 洗濯が終わらないものの受入れ、整理及び保管は、洗濯又は仕上げを終わつ

- たものを汚染しないような場所で行い、かつ、容器、戸棚等を区分すること。
- (7) 洗濯又は仕上げを終わったものの整理及び保管は、戸棚等の設備を備えて行うこと。
 - (8) 洗濯物をねずみ、昆虫等により汚染されないような措置を講じておくこと。
 - (9) 洗濯物を集荷し、又は配達する場合の容器は、洗濯又は仕上げの終わったものと終わらないものとを区分できる構造であること。
 - (10) 洗濯に使用する溶剤、薬品等の貯蔵容器は、漏出を防止できる構造とし、安全に格納できる施設等に保管すること。
 - (11) 洗濯物の仕上げの際に行う霧吹きは、噴霧器を使用して行うこと。
 - (12) クリーニング所には、業務上必要な物以外の物を置かないこと。
 - (13) クリーニング所には、そのクリーニング所のクリーニング師を代表する者1人の免許証を掲示しておくこと。
 - (14) 食品を取り扱う施設内で営業を行わないこと。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、クリーニング業法が改正されたことに伴い、クリーニング業を営む者が講ずべき措置の基準について、新たに本市の条例において定める必要による。